相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市厚別区青葉町一五丁目四番、最後の住所札幌市厚別区青葉町一五丁目四番一二号　被相続人　亡　太田　貞憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十四日

事務所札幌市中央区大通西一五丁目ラスコム15ビル二階　清水勝裕法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　勝裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県北相馬郡利根町大字立木二四八六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　坪井　忠勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十四日

事務所茨城県牛久市ひたち野西三丁目三一―一〇ワイズコート三階ひたちの総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　徳田　祐介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区久我山一丁目七〇五番地、最後の住所茨城県つくば市要八四番地一三九　被相続人　亡　丸谷　光廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十四日

栃木県大田原市中央二―二―五

相続財産管理人　弁護士　高田　直之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東久留米市下里五丁目五一四番地一、最後の住所埼玉県児玉郡上里町大字金久保三一一番地五　エリシアⅢ一〇一号　被相続人　亡　島崎　法之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十四日

群馬県前橋市櫛島町六三番地一

相続財産管理人　弁護士　宮下　章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市大字鶴賀権堂町二三〇五番地、最後の住所長野県長野市大字鶴賀田町二四四〇番地レジデンスながの四〇三号　被相続人　亡　北澤　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十四日

事務所長野県長野市篠ノ井布施高田二八七番地二　相続財産管理人　田幸　良友

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県島田市大代一五六六番地、最後の住所静岡県島田市大代一五六八番地の一　被相続人　亡　杉山　安雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十四日

事務所静岡市葵区安東柳町一番地の三

相続財産管理人　弁護士　藤森　克美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県本宮市関下字前田七一番地、最後の住所愛知県知多郡東浦町大字石浜字飛山池上四一番地　被相続人　亡　阿部　角榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十四日

愛知県半田市昭和町一丁目三五番地半田名鉄南館ビル三階

相続財産管理人　弁護士　榊原顕太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県春日井市気噴町一丁目一〇〇番地一九、最後の住所三重県三重郡菰野町大字菰野八三四九番地三五　被相続人　亡　松本房次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十四日

三重県四日市市鵜の森一丁目三番二三号ナカジマビル七〇一号　尾西・加藤綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市西庄内町二九〇三番地、最後の住所三重県鈴鹿市西庄内町三七八〇番地　被相続人　亡　古市　潤治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十四日

三重県四日市市鵜の森一丁目七番一〇号

ＳＡＹビル二階　四日市法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥谷　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市三沢町三丁目四一番地、最後の住所和歌山県和歌山市三沢町三丁目二〇番地の一　三沢第二団地四一三号　被相続人　亡　出口おふじ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十四日

和歌山市岡山丁五〇番地二

相続財産管理人　弁護士　岡　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西成区千本北一丁目一〇番地、最後の住所愛媛県松山市古三津二丁目七番一七号角田造船住宅三〇四号　被相続人　亡　齋藤　充宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十四日

香川県小豆郡小豆島町池田三三九二番地

相続財産管理人　柴田　吉郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳、死亡の場所不詳、死亡年月日明治三十三年十二月三十一日、出生の場所不詳、出生年月日不詳、職業不詳　被相続人　亡　間島　新蔵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十四日

高松市屋島西町一一三八番地二八、事務所高松市高松町二五八九番地

相続財産管理人　司法書士　村川　浩二

第７期決算公告

平成26年2月14日
東京都中央区新川一丁目１番７号新川ビル４－Ａ、ＳＫ内

CP Japan Investment株式会社
代表取締役　鎌形　武彦

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	73,325	流動負債	106,194
固定資産	3,944,155	固定負債	3,694,400
投資その他の資産	3,944,155	**負債合計**	**3,800,594**
		株主資本	216,886
		資本金	816,150
		資本剰余金	421,050
		資本準備金	421,050
		利益剰余金	△1,020,313
		その他利益剰余金	△1,020,313
		純資産合計	**216,886**
資産合計	**4,017,481**	**負債・純資産合計**	**4,017,481**

損益計算書の要旨
（自至　平成24年1月1日　平成24年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	96,284
営業費用	93,949
営業利益	2,334
営業外収益	50
営業経常利益	2,384
特別損失	1,066,244
税引前当期純損失金額	1,063,860
法人税、住民税及び事業税	2,445
当期純損失金額	1,066,305